岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第16号

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第98条第1項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会 (以下「不服審査会」という。) を置く。

(組織)

- 第2条 不服審査会は、委員5人をもって組織する。
- 2 障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 48 条第 1 項に規定する合議体を構成する委員 の定数は、5 人とする。

(不服審査会への諮問等)

- 第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 法第29条第4項若しくは第31条の規定による額の決定又は法第33条第1項、第34条第1項若 しくは第35条第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。
 - (3) その他知事が法第2条第1項第1号に規定する障害者等の保健又は福祉に関する専門的な調査 審議を要しないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該 審査請求についての裁決をしなければならない。

(庶務)

第4条 不服審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。